

<b>① 件名</b>													
町の区域の変更について													
<b>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>													
<p><b>【背景】</b>                  新門脇地区土地区画整理事業により、区域内の道路が新たに整備されたことから、道路の形状に合わせ、町界の変更及び住居表示の変更が必要となった。</p> <p><b>【目的】</b>                  土地区画整理事業により整備された土地の形状に合わせた町の区域に変更するとともに、街区符号の付け直しを行うことにより、分かりやすい住所に変更し、住民の利便性の向上を図るもの。</p>													
<b>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>													
<p><b>【根拠法令】</b>                  地方自治法（昭和22年法律第67号）                  住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）                  石巻市住居表示に関する条例（平成17年4月1日条例第190号）</p> <p><b>【〔総合計画との整合性 総合計画との位置付け：<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">有</span>・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</b>                  石巻市震災復興基本計画                  第3章 施策の展開                  施策大綱1 みんなで築く災害に強いまちづくり                  第3節 減災まちづくりの推進                  （1）都市基盤の復旧・復興</p>													
<b>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>													
平成25年 9月20日	区画整理事業計画の決定 事業施行開始												
平成29年 7月12日	地元町内会役員へ説明												
11月 2日	地域住民へ説明												
<b>⑤ 主な内容</b>													
<p>新門脇地区土地区画整理事業に伴い区域内の道路の位置や形状が変わったことにより、下記のとおり町の区域を変更するものである。</p> <p>なお、この地区は住居表示実施区域であることから、街区符号及び住居番号についても付け直しを行う。</p>													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; padding: 5px;">区域を変更する町名</th> <th style="padding: 5px;">左の区域に編入される区域</th> </tr> <tr> <th style="padding: 5px;"></th> <th style="padding: 5px;">町・字名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">門脇町二丁目</td> <td style="padding: 5px;">門脇町三丁目、門脇町四丁目の各一部</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">門脇町三丁目</td> <td style="padding: 5px;">門脇町四丁目の一部</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">門脇町四丁目</td> <td style="padding: 5px;">門脇町二丁目、門脇町三丁目、門脇町五丁目、門脇字山岸の各一部</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">門脇町五丁目</td> <td style="padding: 5px;">門脇町四丁目、南浜町四丁目、門脇字山岸の各一部</td> </tr> </tbody> </table>	区域を変更する町名	左の区域に編入される区域		町・字名	門脇町二丁目	門脇町三丁目、門脇町四丁目の各一部	門脇町三丁目	門脇町四丁目の一部	門脇町四丁目	門脇町二丁目、門脇町三丁目、門脇町五丁目、門脇字山岸の各一部	門脇町五丁目	門脇町四丁目、南浜町四丁目、門脇字山岸の各一部	
区域を変更する町名	左の区域に編入される区域												
	町・字名												
門脇町二丁目	門脇町三丁目、門脇町四丁目の各一部												
門脇町三丁目	門脇町四丁目の一部												
門脇町四丁目	門脇町二丁目、門脇町三丁目、門脇町五丁目、門脇字山岸の各一部												
門脇町五丁目	門脇町四丁目、南浜町四丁目、門脇字山岸の各一部												

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】</p> <p>土地区画整理事業により整備した区画に合わせた、分かりやすい住所に変更することにより、住民の利便性の向上につながる。</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
<p>平成29年12月 市議会第4回定例会に「町の区域の変更」について議案を提出</p> <p>平成31年 1月 新しい街区符号及び住居番号の告示 住民への説明</p> <p>3月 新住所の施行（区画整理換地処分と同日とする。）</p>
⑨ その他
<p>区画整理事業の換地処分に合わせて、住居表示の変更を実施予定。</p>